

令和3年度 第1回鹿児島県事業評価監視委員会 会議結果概要

開催日時	令和3年12月20日（月）午後1時～午後5時30分		
開催場所	県庁 特別会議室		
出席委員	有馬純隆，石塚孔信，落司ひとみ，酒匂一成，原田いづみ，山口明伸，山本智子		
公開・非公開の別	公開	傍聴者数	2人
問い合わせ先	土木部監理課技術管理室技術指導係（tel：099-286-3515）		
議題	<p>令和3年度事業再評価対象箇所（全29箇所）の審議</p> <p>(1) 再評価対象箇所の概要説明及び質疑</p> <p>(2) 詳細審議箇所及び現地調査箇所の選定</p>		
審議結果等の概要	<p>第1回委員会に付議された事業再評価対象箇所（全29箇所）について、概要説明の後、審議が行われ、次の10箇所を選定（うち3箇所が現地調査）し、次回の委員会で詳細審議を行うこととなった。</p> <p>①森林管理道開設事業（宇検村／佐念線）〔県事業〕 林道開設の効果、今後の木材生産や出荷について、詳細審議を行う。</p> <p>②広域漁港整備事業（日置市／江口漁港）〔県事業〕・・・現地調査施設整備による事業効果について、詳細審議を行う。</p> <p>③漁港施設機能強化事業（南さつま市／小湊(万世)漁港）〔県事業〕 今後の維持管理（浚渫）の見通しについて、詳細審議を行う。</p> <p>④総合流域防災事業（東串良町／塩入川）〔県事業〕・・・現地調査堤防形式の計画変更に係る経緯や内容について、詳細審議を行う。</p> <p>⑤都市河川改修事業（鹿児島市／稻荷川）〔県事業〕・・・現地調査前回委員会後の整備状況や今後の計画について、詳細審議を行う。</p> <p>⑥総合流域防災事業（奄美市／役勝川）〔県事業〕 採用工法の適性やソフト対策について、詳細審議を行う。</p> <p>⑦総合流域防災事業（奄美市／金久田川）〔県事業〕 用地取得に係る経緯や今後の見通しについて、詳細審議を行う。</p> <p>⑧事業間連携砂防等（火山砂防）事業（薩摩川内市／野下川）〔県事業〕 事業計画の変遷、工事の進め方について、詳細審議を行う。</p> <p>⑨総合流域防災事業（砂防）（南種子町／下立石第1小川）〔県事業〕 用地取得に係る経緯や今後の見通しについて、詳細審議を行う。</p> <p>⑩急傾斜地崩壊対策事業（奄美市／鳩浜2地区）〔県事業〕 採用工法の適性や今後の見通しについて、詳細審議を行う。</p>		
その他	<p>今回選定された10箇所について、第2回委員会で詳細審議を行う。</p>		

令和3年度 第2回鹿児島県事業評価監視委員会 会議結果概要

開催日時	令和4年2月7日(月)午後1時30分～午後4時30分		
開催場所	市町村自治会館 504会議室		
出席委員	有馬純隆, 石塚孔信, 落司ひとみ, 酒匂一成, 山口明伸, 山本智子		
公開・非公開の別	公開	傍聴者数	2人
問い合わせ先	土木部監理課技術管理室技術指導係 (tel: 099-286-3515)		
<p>議題</p> <p>令和3年度事業再評価対象箇所(全29箇所)の審議</p> <p>(1) 詳細審議(10箇所)</p> <p>(2) 対応方針取りまとめ(全29箇所)</p>			
<p>審議結果等の概要</p> <p>(1) 詳細審議</p> <p>第1回委員会において詳細審議箇所として抽出された10箇所について審議が行われ, 2箇所に「意見」, 5箇所に「要望」を付した上で, 対応方針案(継続)が妥当であると了承された。</p> <p>(2) 対応方針取りまとめ</p> <p>本年度付議した全29箇所について, 事業主体の対応方針案(全て継続)が妥当であると了承された。</p> <p>このうち, 次の7箇所については, 「意見」, 「要望」が付された。</p> <p>①総合流域防災事業(東串良町/塩入川)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「意見」</p> <p>②総合流域防災事業(奄美市/役勝川)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「意見」</p> <p>③広域漁港整備事業(日置市/江口漁港)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「要望」</p> <p>④漁港施設機能強化事業(南さつま市/小湊(万世)漁港)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「要望」</p> <p>⑤都市河川改修事業(鹿児島市/稲荷川)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「要望」</p> <p>⑥総合流域防災事業(奄美市/金久田川)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「要望」</p> <p>⑦急傾斜地崩壊対策事業(奄美市/鳩浜2地区)[県事業] 【対応方針案:継続】・・・「要望」</p>			
<p>その他</p> <p>第2回委員会をもって本年度の審議が終了したことから, 今後, 委員会からの結果報告を受け, 事業主体が対応方針を決定する。</p>			